

委員の皆様からいただいた御意見について（第 32 期青少年問題協議会第 7 回専門委員会）

資料2	令和6年10月21日
	第32期青少年問題協議会 第9回専門委員会

(1) 計画の基本的な考え方（案）への御意見

No.	御意見の内容	御意見に対する回答
1	地域の人々について、計画上の位置付けは。多様な主体が協力し、計画を具体化していくことをしっかりと計画に示す必要がある。	権利保障の対象は、「子ども・若者」であり、その実現のために家庭は必要不可欠であることから計画の対象は、「子ども・若者や妊娠期の方・子育て家庭」としています。この三者を核とし、計画の実現へ向けた連携・協働の対象者として地域の人々を位置付け、施策推進の目標Ⅵ及び、素案第 5 章 3 に記載いたしました。

(2) 子ども・若者の意見の政策反映についてへの御意見

No.	御意見の内容	御意見に対する回答
1	子どもが子どもの場で意見を伝えることも重要であると同時に、大人と子どもが交わる場で、どのように設定していくか、お互い意見もきちんと述べる環境を作ることが必要である。	第 5 章 1 計画の進行管理に区としての子ども・若者等の意見の政策反映についての方向性を整理いたしました。
2	子どもの参画について、ロジャー・ハートは「参画のはしご」の中で子どもが主体的に関わる程度が大きくなることだけがよいではなく、段階に応じて子どもの成長発達に応じて対応が必要であると説明している。区としても子どもが提案し、大人とともに決定していく仕組みの予算事業があるとよいのではないか。	第 5 章 1 計画の進行管理に区としての子ども・若者等の意見の政策反映についての方向性を整理いたしました。
3	子どもの参加や意見表明反映事業として子ども参加型の事業と、政策や計画の評価検証として、現行の子どもの権利委員会や青少年問題協議会に並べて子ども若者の意見を聞くことを位置付けられるとよい。	第 5 章 1 計画の進行管理に区としての子ども・若者等の意見の政策反映についての方向性を整理いたしました。
4	「子ども・若者の政策反映」といっても展開の仕方は様々なので、どのように事業として位置付けていくのが課題。	第 5 章 1 計画の進行管理に区としての子ども・若者等の意見の政策反映についての方向性を整理いたしました。
5	SDG s のような区が全庁を挙げて取り組む内容と連動させた事業とできれば豊島区独自の施策となるのではないか。	事業所管へ共有し、次期施策検討に活用をさせていただきます。
6	校則を生徒とともに見直していくといった区の事業は、ただ議論をするだけではなく、本当に子どもに優しい学校を作っていくために、先生と生徒という縦の関係ではなく、ともに同じステークホルダーという意識をもった取組となれば、他自治体にとっても参考になる区独自の取組になるのではないかと思う。	事業所管へ共有し、次期施策検討に活用をさせていただきます。
7	子ども会議の中で、子ども若者総合計画の計画期間である 5 年間で、子ども主体の学校づくり・クラスづくり、などテーマを決めて取り組むこともできると思う。	事業所管へ共有し、次期施策検討に活用をさせていただきます。
8	自治体の計画や行政に対して子ども・若者の参加の窓口をどのように作るのかが課題と思う。子ども・若者と一緒に施策を進めるためには、意見形成をサポートするファシリテーターの存在が必要である。	事業所管へ共有し、次期施策検討に活用をさせていただきます。

(3) 施策体系について

No.	御意見の内容	御意見に対する回答
1	若者支援へ向けた課題整理と施策・指標は再考が必要であると感じる。	若者を対象とした施策（目標Ⅴ）の指標を再考し、整理しました。
2	若者施策について日々の出来事を話したり、悩みを相談したりできる人間関係や居場所があるかといった、お互いの繋がりを確認できるような調査項目が必要。	若者を対象とした施策（目標Ⅴ）の指標を再考し、整理しました。
3	若者の安定した生活へ向けた住宅確保や生活費、奨学金の問題等も力をいれていく必要があるのではないかな。	若者を対象とした施策（目標Ⅴ）の指標を再考し、整理しました。
4	若者が自分のやりたいことにトライできるような場所を作り、そこで同じ思いを持つ人たちが参加できるようにするような若者の起業・創業支援（トライアル）と環境整備（オープンスペース活用）ができるとよいのでは。	事業所管へ共有し、次期施策検討に活用をさせていただきます。
5	実際に活動している NPO や若者が繋がりあって作り出していくとか、子どもの意見表明の機会でも子どもと年齢の近い若者が参加して進められれば、若者の自己肯定感につながり、その場もより有効なものになる可能性があると思う。	事業所管へ共有し、次期施策検討に活用をさせていただきます。
6	こども大綱ででてきた様々な視点に対して、実際には豊島区で取り組んできたものも含まれる。区は、その豊島区らしさを大事にしながら、それをさらに伸ばしていく方向性で進めていくとよいという印象がある。	第 5 章 1 計画の進行管理に区としての子ども・若者等の意見の政策反映についての方向性を整理いたしました。
7	事業と指標とのつながりを整理していくことは難しいが、専門家の意見を聴きつつ、子どもについてわからないことは子どもに聞くということを行っていくことがよいのでは。それを区が示せるとよい。	第 5 章 1 計画の進行管理に区としての子ども・若者等の意見の政策反映についての方向性を整理いたしました。 また、掲載事業に係るワークショップにおいて、参加者である子ども・保護者への事業評価をアンケート形式で実施しました。計画改定へ向けた区の取組として整理する予定としています。

委員の皆様からいただいた御意見について（第 32 期青少年問題協議会第 8 回専門委員会）

(1) 令和 5 年度事業実施状況調査結果への御意見

No.	御意見の内容	御意見に対する回答
1	校則の見直し事業について、主管課評価を A としていくには、どのようなイメージで考えているのかということと、令和 3 年度から小・中学校の教育課程に豊島区子どもの権利条例についての学習を位置付けるということが記載されているが、実際にどのように教育課程に位置付けて、どう実施しているのか。	いただきました内容を踏まえて、昨年度と比較して主管課評価に変更があった事業について追加調査を実施いたしました。その結果について、別紙によりご報告をいたします。
2	目標 V の④生活困窮家庭の自立促進支援事業について、目標数に届かなかった要因を整理してほしい。	いただきました内容を踏まえて、昨年度と比較して主管課評価に変更があった事業について追加調査を実施いたしました。その結果について、別紙によりご報告をいたします。
3	目標 I の①としま子ども権利相談室設置に伴いパンフレット内容を変更した事業について、内容変更が対象者に合わせた手法の実施という点が評価できる。加えて、対象者とともに作っていくというような取組へとつながるとよいと思う。次期計画では、子どもや子育て当事者の視点をどのように入れていくのかについても問われてくると思う。	次期計画を視野に入れたご意見をいただきましてありがとうございます。いただきましたとおりのと思います。今後の事業展開において留意し、進めて参ります。
4	評価があがったところは積極的に示してほしい、また、評価の下がった事業については、何が要因か、今年度はそれをどのように生かそうとしているのか。	いただきました内容を踏まえて、昨年度と比較して主管課評価に変更があった事業について追加調査を実施いたしました。その結果について、別紙によりご報告をいたします。

(2) 子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）素案への御意見

No.	御意見の内容	御意見に対する回答
1	第 2 章(3)豊島区の動向のうち、「としま子どもの権利相談室の開設」の項目について、この項目は必要と思うが、そのほかに、子どもの権利に関する条例を制定して、豊島区の施策を進めてきたという項目は独立させたほうが、基本理念をみてもよいと思う。	いただきました内容を踏まえて、第 2 章 1 の豊島区の動向について、子どもの権利に関する条例を制定し進めてきた歩みを独立させて記載し、整理いたしました。
2	第 3 章の施策目標 I の具体的な取組にある「子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援」は、子どもの権利はこうである、といった正しさみたいなものがあって、それが伝わっているのか、というようにも見える。「ともに学びあう、学び続けていく」という表現ができるとよいのではないかな。	いただきました御意見を踏まえて、「子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援」を「子どもの権利に関する継続的な学びの推進」へ変更いたしました。
3	第 3 章の基本理念から「子どもの権利」という計画全体を貫く視点をなくすことについては再考が必要である。	青少年問題委員会の委員の皆様からいただきました御意見と子どもの権利委員会の委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて、基本理念について再検討いたしました。
4	第 3 章の基本理念について、権利保障については、目標、方向性、具体的な取組、事業の随所に反映されているが、まだ保障といいきれないところもあり、実現というところに一步踏み込んでいこうという話がでていた。「子どもの権利が保障され」として残すよりも「子どもの権利が実現され」として新たに掲げたほうがよいとも考える。	青少年問題委員会の委員の皆様からいただきました御意見と子どもの権利委員会の委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて、基本理念について再検討いたしました。
5	第 3 章の基本理念について、「子どもの権利をもっと浸透させていく」ということが区の施策において一番の目標であったかと思うので、「権利」という言葉はあった方がよいと思う。	青少年問題委員会の委員の皆様からいただきました御意見と子どもの権利委員会の委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて、基本理念について再検討いたしました。

6	第3章の施策目標Ⅰ「権利を尊重し～」にある「尊重」は当たり前の考えであるので、再考が必要である。	いただきました御意見を踏まえて、施策目標を再整理いたしました。
7	第3章の施策目標Ⅰ～Ⅵについて、子ども・若者や子育て当事者主体に係る指標に沿った形で、それらを主語として表現できないか。 何のために、どういう施策や支援を、誰と一緒に作っていくのか、といった視点から目標の整理が必要であると思う。	いただきました御意見を踏まえて、施策目標を再整理いたしました。
8	第3章の施策目標Ⅱについて、「誰も取り残さず」の表現は「誰も取り残されず」がふさわしいのではないか。	いただきました御意見を踏まえて、施策目標を再整理いたしました。
9	第3章施策体系の具体的な取組と計画の進捗を測る指標を対でみていくと、整合が取れていないと感じるものがある。例えば、子どもの虐待防止やヤングケアラーの支援の取組についての指標が「学校が楽しいと感じている子どもの割合」とされていますが、それらに直接的な関係性はあるのか。	「学校が楽しいと感じている子どもの割合」は、子どもの虐待防止の視点からの指標設定としています。ヤングケアラーへの支援に係る指標については事業所管と調整しています。
10	「子どもの権利を知る」ということについて、「子どもの権利条例を知っていますか。」という指標の悔過を見ると非常に低い段階であり、施策体系の取組の方向性は、「子どもの権利に関する理解を促進する」となっている。「知ること」と「理解すること」と「活用することはそれぞれにハードルがあり、まずは①知ってもらう、そして豊島区の取組として②理解を促進していく、さらにそれを③学び続け、④活用する、のちには⑤その施策を展開していくことができればと思う。①知ることや保障することは当たり前で、それをどうすれば④活用できる社会を築いていけるのかというところに、何か道筋を見出したい。	「子ども・若者と大人がともにつくる」ステップについてご教授いただきましてありがとうございます。これらを踏まえて、第5章に子ども・若者等の意見反映の考え方について整理させていただきました。
11	【計画の進捗を図る指標について】 社会状況の変化の中で、子どもや若者、子育て当事者のエンパワメントを支えるようなつながりをつくり出す必要がある。そして、子どもの権利（子どもの参加権や意見表明権他）を具体化することの意義として、子どもを取り巻くつながりの質を変えていくことにある。その意味で、計画の進捗を図る指標として、子どもの自己肯定感、助けを求めること、子育てにおける頼れる人、若者の社会的孤立（話せる人）等を入れたことは、たいへん重要であると感じている。それ以外に、次のような項目も指標として大切ではないかと思う。 ・子どもの居場所（33 ページ）について 「ホッとできる場所」に関する調査項目について、おそらく居場所は二通り、すなわち・自分の部屋や家庭など「一人になることのできる場所」と、・地域における居場所など、「自己を尊重されるつながりを経験できる場所」がある。このうち後者を保障することが求められており、「子どもがホッとできる地域の居場所」の割合を増やすことを目標に掲げてもよいと思う。 ・若者の居場所（45 ページ）について 同上 ・若者の自己有用感（49 ページ） エリクソンの発達段階の考えなどを参照しますと、学童期は自己肯定感や自尊心の獲得、若者期は信頼する人との関係を深め、自己有用感（⇔社会的孤立）を獲得することが大切であることが示されています。そのため、若者期の指標として、自己有用感を入れてもよいのではないかと感じました。	御意見を踏まえて、指標を見直し、以下3つの指標を追加しました。 ・子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合 ・若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合 ・若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合

12	検討資料の 72 ページにもヤングケアラーの支援についてはまだ記載がないが、どのような事業かが気になるところ。	ヤングケアラー支援については、令和 4 年度に実態調査を実施し、庁内で連絡協議会を設定の上、情報共有や今後の対策を検討している状況です。令和 5 年度からは、庁内にヤングケアラーコーディネーターが配置されました。掲載へ向けて、事業所管と調整を進めています。
13	Ⅲの「安心して子育てできる充実した環境の整備」の(1)②子供の健康確保のための取り組みの指標が「これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合」とありますが、その理由はいろいろなので、これが直接的な指標になるかが少し疑問に感じました。	指標については、具体的取組ではなく、取組の方向性レベルで設定させていただいています。そのため、「子どもや家庭への医療・健康支援」としての指標としてみていただけると幸いです。 事務局資料のまとめ方が十分ではなく申し訳ありませんでした。
14	4、(2) ③幼稚園保育所と小学校の連携のところでこの連携がどのようなものを指しているのかがよくわからないが、小学校に上がるときに、幼稚園や保育所からの情報がきちんと伝わっているかということだといえると思う。 指標が子供スキップの待機児童数というのがどう繋がるのか、ここだけではよくわかりませんでした。	こちらも 13 と同様に、指標については、具体的取組ではなく、取組の方向性レベルで設定させていただいています。 事務局資料のまとめ方が十分ではなく申し訳ありませんでした。
15	・検討資料 98 ページの 104 の計画事業で料理や掃除などの日常生活に関する講座などがあるというのが若者の生活力向上にとっても良いと思う。ただ、それが必要なのは、高校卒業してからのような気がするので、ジャンプだとなかなかそういう講座があるのが伝わらないのではないかなと思う。若者支援の NP0 に出張口座をするなども良いのではないかな。 ・同じような理由で、101 ページの 115 の 18 歳以上の若者支援がジャンプで行われることを周知するのが難しいと思いましたので、伝える方法が大事と思う。	ジャンプでの 18 歳以上の若者支援は、OB や OG の参加が多いようです。伝える方法、若者支援向け団体での事業実施等の貴重な御意見につきまして、は、事業所管へ共有し、次期施策検討に活用をさせていただきます。
16	・若者が施策に望むこととして、ほっとできる居場所を提供するというのが 3 割を超えているとの事ですが、公的な施設に行くのも、若者にとっては抵抗があるかもしれませんし、若者にとってのほっとできる居場所というものが、どういうものかも、はっきりしないので、こちらも今後、わかるようになると良いかなと思う。静かに 1 人で過ごせる場所だったり、人と話せる場所だったり色々だとも思います。	意識調査の調査項目深度を深めた追加調査等、引き続き子ども・若者等の意識を把握する調査の実施について、手法も含めて検討していきたいと思えます。
17	・例えば地域で活動しているカフェ（チェーン店ではなく認定を受けるなどした場所）などに行けるチケットなどを配布するのも良いのではないかな。101 ページの 116 事業でみらい館大明においてブックカフェを開いてるとありましたが、そのような場所がたくさんあると行きやすいと思う。 カフェはサードプレイスとして認知されていますが、経済的に苦しい若者は街のカフェにもなかなか行けないかもしれません。チケットで好きな時に行けたら、気軽に行けますし、街のカフェが居場所になったり、支援の情報発信の場になったら、そこから繋がりが生まれるのではないのでしょうか。 私もブックカフェもやっておりますので、そのような形で若者と繋がれたら嬉しいと思いました。そこから子ども食堂へきてもらったり、つながりが作れるきっかけになるかもしれません。 それが検討資料 98～99 ページ 114 の②（就労準備・社会参加支援事業）につながるようなことになると良いと思う。	事業所管へ共有し、次期施策検討に活用をさせていただきます。

(2) 3 基本理念について

【青少協からいただいた御意見】

- ①子ども・若者とともにつくる 子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区
- ②子ども・若者とともにつくる 子どもの権利を実感し 自分らしく成長できるまち豊島区
- ③子ども・若者とともにつくる 子どもの権利を体験し 自分らしく成長できるまち豊島区
- ④子ども・若者とともにつくる 子どもの権利が保障され ともに育ち合うまち豊島区
- ⑤子ども・若者とともにつくる 子どもの権利が実現され 自分らしく成長できるまち豊島区

(理由)・計画全体を貫く視点

・権利保障については、目標、方向性、具体的な取組、事業の随所に反映されているが、まだ保障といいきれないところもあり、実現というところに一步踏み込んでいこうという話が出ていた。

・「子どもの権利をもっと浸透させていく」ということが区の施策において一番の目標であったかと思うので、「権利」という言葉はあった方がよいと思う。

【権利委員会からいただいた御意見】

- ①子ども・若者とともにつくる 自分らしく成長できるまち豊島区

(理由)・計画の基本理念の“権利”について、保護的でネガティブなイメージが強い。大人と子どもが主体となって、一緒にまちづくりをしていくニュアンスのほうが子どもにストレートに伝わるのではないか。

【事務局案】

- (A) 子ども・若者とともにつくる 子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島
- (B) 子ども・若者とともにつくる 自分らしく成長できるまち豊島区 ～子どもの権利が保障され つながり合い 子ども・若者の最善の利益が守られるまち～
- (C) 子ども・若者とともにつくる 自分らしく成長できるまち豊島区

(2) 6 施策目標について

【現在の案】

- I 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援
- II 誰も取り残さず、子ども・若者の一人ひとりに寄り添った支援
- III 安心して子育てできる充実した環境の整備
- IV 子どもの充実した学びや体験を後押し
- V 若者が自分らしく成長できるよう自立や社会参画をサポート
- VI 区民・地域・地域等がつながり、みんなで子ども・若者をサポート

【青少協からいただいた御意見】

- | | |
|---|-----------------|
| I 子どもの権利が保障され 全ての子どもが社会の中に居場所を持ち 自分らしく成長できる | (環境づくり) (まちづくり) |
| II 全ての子ども・若者の最善の利益が保障され 毎日を安心して生きることができる | (環境づくり) (まちづくり) |
| III 子育て当事者が 豊かなつながりの中で 安心して子育てすることができる | (環境づくり) (まちづくり) |
| IV 一人ひとりの子どもが つながりの中で 主体的に学び育つことができる | (環境づくり) (まちづくり) |
| V 一人ひとりの若者が 社会とつながり合い 安心して自分らしく成長できる | (環境づくり) (まちづくり) |
| VI 区民・地域・企業が つながり合い 子ども・若者・子育て当事者を支え ともに成長できる | (環境づくり) (まちづくり) |

【事務局案】

- | | | |
|------------------|--------------|---------------|
| I 子どもの権利が保障され | 子どもが居場所を持ち | 自分らしく成長できるまち |
| II 子ども・若者が | 安心して | 生きることができるまち |
| III 妊娠期の方や子育て家庭が | 安心して | 子育てすることができるまち |
| IV 子どもが | 主体的に学び | 育つことができるまち |
| V 若者が | 社会とつながり合い | 自分らしく成長できるまち |
| VI 区民・地域・企業等が | 子ども・若者・家庭を支え | ともに成長できるまち |

※計画の対象において家庭＝妊娠期の方や子育て家庭を指すと示す。